

東京都土壤汚染対策指針新旧対照表

改正案	現行										
<p>第1 (現行のとおり)</p> <p>第2 土壤汚染に係る調査</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 汚染状況調査</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 有害物質による土壤等の汚染状況</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>ア 汚染状況の概況調査</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(ア) 調査対象物質</p> <p>(現行のとおり)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 土壤汚染に係る調査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 汚染状況調査</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有害物質による土壤等の汚染状況</p> <p>(略)</p> <p>ア 汚染状況の概況調査</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 調査対象物質</p> <p>(略)</p>										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="271 1023 645 1171">テトラクロロエチレン</td> <td data-bbox="645 1023 1055 1171">1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1171 645 1294">1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td data-bbox="645 1171 1055 1294">1, 1-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)</td> </tr> </table>	テトラクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 1023 1512 1145">テトラクロロエチレン</td> <td data-bbox="1512 1023 1921 1145">1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1145 1512 1214">1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td data-bbox="1512 1145 1921 1214">1, 1-ジクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1214 1512 1347">1, 1, 2-トリクロロエタン</td> <td data-bbox="1512 1214 1921 1347">1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン</td> </tr> </table>	テトラクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン
テトラクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)										
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)										
テトラクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン										
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン										
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレン										

1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、 <u>シス-1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）</u>
トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、 <u>シス-1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）</u>
<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	<u>塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）</u>
<u>1, 1-ジクロロエチレン</u>	<u>塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）</u>

(イ)から(オ)まで (現行のとおり)

(カ) 調査方法

調査対象物質について、次に掲げる有害物質の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより把握する。

有害物質の区分	第一種有害物質(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロ	(現行のとおり)	(現行のとおり)
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	----------

トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン <u>及びシス-1, 2-ジクロロエチレン</u>
-----------	-----------------------------------------

(イ)から(オ)まで (略)

(カ) 調査方法

調査対象物質について、次に掲げる有害物質の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより把握する。

有害物質の区分	第一種有害物質(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロ	(略)	(略)
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----

	ロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び塩化ビニルモノマー(別名クロロエチレン)をいう。以下同じ。)		
分析内容	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
分析方法	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
単位区画の調査区分	(現行のとおり)		
調査区画の選定	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
試料採取地点	(現行のとおり)		
試料採取方法	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
第二調査区分区画における調査の追加	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
既設の井戸の調査	(現行のとおり)		

	ロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン及びベンゼンをいう。以下同じ。)		
分析内容	(略)	(略)	(略)
分析方法	(略)	(略)	
単位区画の調査区分	(略)		
調査区画の選定	(略)	(略)	
試料採取地点	(略)		
試料採取方法	(略)	(略)	
第二調査区分区画における調査の追加	(略)	(略)	
既設の井戸の調査	(略)		

イ (現行のとおり)

(3)及び(4) (現行のとおり)

第3及び第4 (現行のとおり)

別表1 地下水基準

有害物質の種類	基準値(単位1リットルにつきミリグラム)
1から26まで	(現行のとおり)
<u>27 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)</u>	<u>0.002</u>

備考 (現行のとおり)

別表2 第二溶出量基準

有害物質の種類	基準値(単位検液1リットルにつきミリグラム)
1から26まで	(現行のとおり)
<u>27 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)</u>	<u>0.02</u>

備考 (現行のとおり)

附 則(平成二十八年告示第千七百二号)

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に都民の健康と安全を確保する環境に関する条

イ (略)

(3)及び(4) (略)

第3及び第4 (略)

別表1 地下水基準

有害物質の種類	基準値(単位1リットルにつきミリグラム)
1から26まで	(略)

備考 (略)

別表2 第二溶出量基準

有害物質の種類	基準値(単位検液1リットルにつきミリグラム)
1から26まで	(略)

備考 (略)

例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第一百十六条第一項若しくは第四項又は第一百十七条第二項に規定する調査に着手している者に係る東京都土壌汚染対策指針の適用については、この告示による改正後の同指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。